

**令和7年度障がい者芸術文化祭
舞台芸術鑑賞事業(瑞宝太鼓との技術交流、活動披露、鑑賞)委託業務仕様書**

1 目 的

- ・ 県内のパラアーティストにとって、普段触れることができない著名な太鼓集団「瑞宝太鼓」との技術交流で、愛媛県の障がい者太鼓集団の演奏技術の向上と障がい者アーティスト同士の情報交換や心の共有を図り、パラアートを通した今後の生きがいをづくりにつなげる。
- ・ 多くの県民の方々に、著名なパラアーティストである「瑞宝太鼓」の演奏を聴く機会を提供し、県民の障がい者芸術文化活動の認知度向上と障がい者理解を深める。
- ・ 県内のパラアーティストやそれを目指す障がい者が、日頃の活動の成果を多くの県民に披露することで、自己実現を実感するとともに、障がい者の社会参加につなげる。

2 業務期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

3 業務内容

受託者は、愛媛県、関係者等と十分に連携して、以下の業務を遂行すること。

(1) 以下(2)～(4)の事業運営に関する共通事項

- ・ 準備から開催までのスケジュール調整及び関係者等への連絡調整、当日の会場運営、進行管理、安全管理等を行うこと。
- ・ 実施運営マニュアル、進行台本等を作成すること。
- ・ 会場レイアウト図及びステージ等配置計画を作成すること。（トイレ、駐車場、アクセシビリティ、休憩所のチェックを含む。）
- ・ 会場の設営、円滑な場面転換を行うとともに、事業終了後速やかに機材等を撤去すること。※場面転換等の演出方法については、関係団体と協議すること
- ・ 会場内の清掃及びごみ処理等を行うこと。
- ・ 参加者、出演者、来場者への合理的配慮を行うこと。
- ・ 必要かつ適切な人員配置を行うこと。なお、イベントの内容に応じて、運営ディレクター、司会進行役、受付役、会場整理役、舞台運営側スタッフ（音響、照明等）などを配置すること。
- ・ 関係者を判断するため、名札やあいサポートバッジ（県が貸出）を用意すること
- ・ 事業運営に係る経費の支払い及び関係機関への届出を行うこと。

(2) 技術交流事業（愛媛県の障がい者太鼓集団等の瑞宝太鼓との技術交流イベント）

①瑞宝太鼓に係る招へい・アテンド業務

瑞宝太鼓（メンバー4名程度）を本県に招へいするとともに、本県滞在中のアテンド業務（同行・案内等）を行う。

ア 来県及び県内移動（会場までの案内、食事の手配、スケジュール管理等）の具体的な行程を提案すること。また、行程表の作成においては県と協議すること。

イ 瑞宝太鼓の滞在日程は、令和7年6月28日（土）～30日（月）の2泊3日（船中泊

2泊)とし、来県方法はフェリーを想定し、県内移動は、瑞宝太鼓側の自家用車利用を予定している。

ウ 瑞宝太鼓の来県に要する経費は受託者が負担する。

なお、出演料及び楽器運搬費については、「参加申込書」の提出があった企業に別途通知することとする。

②参加者募集及び選定業務

県内障がい者関係団体等に対し、広く周知を行い、瑞宝太鼓との技術交流を希望する県内の障がい者太鼓集団及び県内在住の太鼓演奏に興味のある障がい者を募集する。

ア 参加者は、中予と南予の各会場あたり30名までとし、複数の県内障がい者太鼓集団等が技術交流に参加できるようにすること。

※参加希望団体数に応じて、1団体あたりの参加人数は変動することがある。

※県内の障がい者太鼓集団に属していない個人の参加も可能とする。

イ 参加者募集及び選定にあたっては、県及び関係団体等を協議すること。

③技術交流運營業務

瑞宝太鼓と県内の障がい者太鼓集団及び県内在住の太鼓演奏に興味のある障がい者との技術交流を実施する。

・開催日時 令和7年6月29日(日)

・会場 中予と南予の各1か所(特設会場や県内障がい者太鼓集団の練習場)

ア 技術交流の時間は、各会場で2時間程度を確保すること。

(3) 活動披露事業(技術交流事業に参加した県内障がい者太鼓集団等が日頃の練習の成果等を披露するイベント)

・リハーサル日程: 令和7年10月18日(土)

・開催日時: 令和7年10月19日(日)

・会場: 砥部町文化会館(〒791-2120 伊予郡砥部町宮内1410)

①参加者の募集

県内障がい者関係団体等に対し、広く周知を行い、日頃の活動の披露を希望する県内障がい者太鼓集団を募集する。

ア 参加者募集にあたっては、県と協議すること。

イ 活動披露の時間は、1団体当たり30分程度(準備及び撤去の時間を含む)とすること。

ウ 広く活動披露の機会を提供するため、県内障がい者太鼓集団同士の交流など、参加者間の調整を行うこと。

②来場者の募集及び把握業務

ア 障がいの有無に関わらず、広く一般県民が参加できるよう周知に努めること。

イ 事前募集や、当日受付を実施するなど、来場者を集計し、報告すること。

ウ 入場料は無料とすること。

③活動披露運營業務（リハーサル及び本番）

技術交流事業に参加した県内障がい者太鼓集団等が日頃の練習の成果を披露するイベントを開催する。

ア 舞台音響や照明を工夫するなどの効果的な演出を行い、太鼓演奏の臨場感を最大限引き出せるようにすること。

イ 会場の基本的な舞台設備（音響、照明、ダイナミックマイク2本、ワイヤレスマイク4本、3点吊りマイク）を活用可能とする。

ウ 県文化振興課主催の「アートベンチャーエヒメ」（詳細は別紙1を参照）と可能な限り関連性を持たせ、一体感を感じることが出来るイベントとすること。

エ 会場使用料は、当該委託経費に含めない。

オ 会場の設営は10月17日（金）午後に実施し、10月18日（土）は終日リハーサルが実施できるようにすること。

（4）鑑賞事業（瑞宝太鼓の演奏鑑賞会、技術交流に参加した県内障がい者太鼓集団とのコラボレーションステージ）

- ・リハーサル日程：令和7年10月18日（土）
- ・開催日時：令和7年10月19日（日）
- ・会場：砥部町文化会館（〒791-2120 伊予郡砥部町宮内1410）

①瑞宝太鼓（メンバー15人程度）の招へい・アテンド業務

ア 来県及び県内移動（交通手段、会場までの案内、食事の手配、スケジュール管理等）の具体的な行程を提案すること。

また、行程表の作成においては県と協議すること。

イ 受託者において、瑞宝太鼓来県に係る交通費及び本県滞在に係る経費（出演料、楽器運搬費等）の負担は不要とする。

②来場者の募集及び把握業務

ア 障がいの有無に関わらず、広く一般県民が参加できるよう周知に努めること。

イ 事前募集や、当日受付を実施するなど、来場者を集計し、報告すること。

ウ 入場料は無料とすること。

③瑞宝太鼓の演奏鑑賞業務

ア 舞台音響や照明を工夫するなどの効果的な演出を行い、太鼓演奏の臨場感を最大限引き出せるようにすること。

イ 会場の基本的な舞台設備（音響、照明、ダイナミックマイク2本、ワイヤレスマイク4本、3点吊りマイク）を活用可能とする。

ウ 県文化振興課主催の「アートベンチャーエヒメ」と可能な限り関連性を持たせ、一体感を感じることが出来るイベントとすること。

エ 会場使用料は、当該委託経費に含めない。

④瑞宝太鼓と県内障がい者太鼓集団のコラボレーションステージの開催業務

- ア 舞台音響や照明を工夫するなどの効果的な演出を行い、太鼓演奏の臨場感を最大限引き出せるようにすること。
- イ 会場の基本的な舞台設備（音響、照明、ダイナミックマイク 2 本、ワイヤレスマイク 4 本、3 点吊りマイク）を活用可能とする。
- ウ 県文化振興課主催の「アートベンチャーエヒメ」と可能な限り関連性を持たせ、一体感を感じることが出来るイベントとすること
- エ 瑞宝太鼓とコラボする県内の障がい者太鼓集団を決定後、双方と連絡調整し、コラボレーションステージの練習を進めること。
- オ 会場使用料は当該委託経費には含めない。
- カ 会場の設営は10月17日（金）午後に実施し、10月18日（土）は終日リハーサルが実施できるようにすること。

（5）周知・広報

- ア 効果的な情報発信とするため、適切な広報媒体（例：テレビ、新聞、SNS等）を活用するとともに、発信時期等を工夫すること。
- イ チラシ及びポスターを作成し、県内外に、幅広く周知を行うこと。
また、チラシの PDF ファイルを県に提出すること。

（6）成果品等

- ア 事業内容（写真、動画等）を記録した電子媒体（具体的には双方協議のうえ決定）
- イ 撮影写真は PDF ファイル及び JPEG ファイルにして事業終了後速やかに納品すること
- ウ 業務完了報告書（成果報告及び収支決算書）

（7）留意事項

- ①本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者とその状況及び内容を書面により報告し、全て受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。ただし、受託者の責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。
- ②本業務を行うにあたり、第三者との間に著作権、肖像権等に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は契約金に含むこととする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応する。また、本業務により受託者が新たに制作する成果物に係る著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利については、委託者に帰属するものとするが、本件以外で使用する場合は双方協議の上、決定することとする。

- ③本業務の実施に際して知り得た個人情報について、漏えい等の防止及びその他の個人情報
情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的
に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ④委託料に含める必要のない経費は以下のとおり
 - ア 活動披露事業、鑑賞事業のための瑞宝太鼓来県及び本県滞在に係る経費（交通
費、出演料、楽器運搬費等）
 - イ 活動披露事業、鑑賞事業運営のための会場使用料（砥部町文化会館）

（８）その他

- ①受託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、県及び関係者との緊
密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけること。
- ②この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ県及び関係者と協議のうえ処理
するものとする。
- ③本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理
しておくこと。
- ④気象警報が出るなど荒天の場合は、県と協議のうえ中止を決定する。
- ⑤費用対効果、法令や環境、感染症等の安全に配慮した業務に努めること。